

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第三条第三項関係)

第二 財務省組織令の一部改正

大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第二条第二項及び第四条関係)

第三 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第四条関係)

第四 国土交通省組織令の一部改正

国土政策局の所掌事務の特例等の延長を行うものとする。

(附則第二条、第六条第二項及び第十条関係)

第五 附則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。